

# 「障害福祉のあんない2022」正誤表

令和4年11月1日現在

頁	誤	正
13	(6)横浜市障害者後見の支援制度 磯子区障害者後見的支援室 コネクト・ハート(表内)	
	所在地:〒235-0032 磯子区新杉田町7-9 YGレジデンス新杉田205号室 最寄駅:JR 新杉田駅、京急線 杉田駅	所在地:〒235-0033 磯子区杉田5-32-8-1F 最寄駅:JR 新杉田駅、京急線 杉田駅
16	(1)身体障害者手帳の交付	
	【障害等級】 障害の程度によって1級から6級に認定されます。等級により支援の内容が異なる場合があります。  【その他】 視覚障害者で希望される方には、氏名や手帳番号など、手帳の内容の一部を点字にしたシールを配布しています。  【必要書類】 写真(タテ 4cm×ヨコ 3cm、胸から上で、直近に撮影したもの。帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。)、身体障害者診断書(指定医師が作成したもの) マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(免許証、保険証等)	【障害等級】 障害の程度によって1級から7級に認定されます。(ただし、7級の障害が1つのみでは手帳交付の対象となりません。)等級により支援の内容が異なる場合があります。  【その他】 本市の手帳をお持ちの視覚障害者で希望される方には、手帳番号を点字にしたシールをお渡ししています。申請の際、窓口にてお申し出ください。  【必要書類】 写真(タテ 4cm×ヨコ 3cm、胸から上で、直近に撮影したもの。帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。)、身体障害者診断書(指定医師が作成したもの) マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類
16	(2)愛の手帳(療育手帳)の交付	
	【必要書類】 写真(タテ 4cm×ヨコ 3cm、胸から上で、直近に撮影したもの。帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。)、 <u>※マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(免許証、保険証等)</u> ※令和4年6月から開始予定	【必要書類】 写真(タテ 4cm×ヨコ 3cm、胸から上で、直近に撮影したもの。帽子・サングラス等の着用、ポラロイド写真は不可。)、 <u>マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類</u>
16	(3)精神障害者保健福祉手帳の交付	
	【必要書類】 ①～③省略 ④マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、 <u>本人確認書類(免許証、保険証等)</u>	【必要書類】 ①～③省略 ④マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの ⑤本人確認書類(官公署等から発行された顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)から1点、または、官公署等から発行された本人確認書類(健康保険証、年金手帳、自立支援医療受給者証など)から2点 ※申請者と対象者が異なる場合は、申請者及び対象者の本人確認資料が必要です。)
23	(10)障害者総合支援法の対象疾病一覧(令和3年11月1日現在)	
	56ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損	56ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症

頁	誤	正
24	(10)障害者総合支援法の対象疾病一覧(令和3年11月1日現在)	
	162進行性家族性肝内うっ滞症	162進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
35	(5)就労定着支援 支援法	
	障害者との相談を通して就労に伴う生活面等の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	障害者との相談を通して就労に伴い生じる生活面等の問題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
36	エ 宿泊型自立訓練事業 支援法	
	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて日中の活動先から帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援を必要とする障害者	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて日中の活動先からの帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援を必要とする障害者
37	オ 就労移行支援事業 支援法	
	①企業等への就労を希望する65歳未満(利用開始時)の障害者 ②技術を習得し在宅で就労、起業を希望する65歳未満(利用開始時)の障害者	①企業等への就労を希望し、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が65歳未満(利用開始時)の障害者 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満(利用開始時)の障害者
37	カ 就労継続支援事業(A型) 支援法	
	①就労移行支援事業を利用後、企業等での雇用に結びつかなかった障害者 ②就職活動の結果、企業等での雇用に結びつかなかった障害者 ③就労経験はあるが、現在離職している障害者	①就労移行支援事業を利用後、企業等の雇用に結びつかなかった障害者 ②特別支援学校を卒業し就職活動を行った結果、企業等の雇用に結びつかなかった障害者 ③就労経験はあるが、現在離職している障害者
37	キ 就労継続支援事業(B型) 支援法	
	①就労等の経験後、年齢や体力的な問題から就労等の継続が困難になった障害者 ②50歳を超えている障害者又は障害基礎年金1級受給者 ③①と②以外で就労移行支援事業者等による就労アセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている障害者	①就労経験があり、年齢や体力的な問題から一般就労の継続が困難になった障害者 ②50歳を超えている障害者又は障害基礎年金1級受給者 ③①と②以外で就労移行支援事業者等による就労アセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている障害者
47	(4)セーフティネット住宅	
	また、セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅に対して、家賃や家賃債務保証料の補助を行います(家賃補助付きセーフティネット住宅)。	また、セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅に対して、家賃や家賃債務保証料等の補助を行います(家賃補助付きセーフティネット住宅)。
75	(3)広報よこはまによる情報提供	
	【その他】「広報よこはま」は市ウェブサイトでも閲覧できます。 【問合せ先】市民局広報課	【その他】「広報よこはま」は市ウェブサイト、 <u>無料アプリ「カタログポケット」</u> でも閲覧できます。 【問合せ先】政策局広報課
75	(4)暮らしのガイドによる情報提供	
	【問合せ先】市民局広報課	【問合せ先】政策局広報課

頁	誤	正
88	(7)保育所等  保育所、認定こども園等において、障害児の保育・教育を行っています。	保育所、認定こども園等において、障害児等の保育・教育を行っています。
90	(2)教育総合相談センター ④心理相談、医療相談(予約制)  【面接】 ご利用について、まずは学校のカウンセラー又は居住地の区役所内にありますこども家庭支援課のカウンセラーにご相談ください。	【面接】 ご利用について、まずは学校のカウンセラーにご相談ください。
98	(6)就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)・就労定着支援事業 支援法 (37、38、39 頁～)  障害者総合支援法に基づき、一般就労等への移行に向けた支援・訓練や、移行後の職場定着等の支援を実施します。	障害者総合支援法に基づき、一般就労への移行に向けた支援・訓練や移行後の職場定着、生産活動の機会の提供、その他必要な支援を実施します。
110	(10)年金生活者支援給付金  対象者 ②障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金次の要件をすべて満たしている方が対象となります。 ・障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。 ・前年の所得額が4,721,000円以下※であること。 ※扶養親族等の数に応じて増額します。	対象者 ②障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金次の要件をすべて満たしている方が対象となります。 ・障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。 ・前年の所得額が4,721,000円以下※であること。 ※扶養親族の人数等に応じて増額します。
134	身体障害者障害程度等級表  ・視覚障害 2級 3 周辺視野角度(1/4記標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2記標による。以下同じ。)が28度以下のもの  ・視覚障害 3級 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの  ・視覚障害 5級 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの  ・聴覚障害 4級 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)  ・体幹 2級 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの  ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級 ぼうこう又は直腸の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  ・備考 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。	身体障害者障害程度等級表  ・視覚障害 2級 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの  ・視覚障害 3級 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの  ・視覚障害 5級 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの  ・聴覚障害 4級 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの)  ・体幹 2級 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの  ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級 ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  ・備考 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。